

あか

明るいあしたのために

ぶ らく さ べつ かい しょう すい しん ほう
～部落差別解消推進法※ができました～

かんが
あなたといっしょに考えたい



もくじ
目次

P1~2 部落差別との出会い ~インターネット上において~

P3~4 7つの立場

P5~6 部落差別解消推進法って、どんな法律?

がつ どう わ もん だい
7月は同和問題
けい はつ きょう ちょう げつ かん
啓発強調月間です

ねん がつ しこう ぶ らく さ べつ かいしよう すい しん かん ほう りつ りやくしょう
※2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の略称です。

部落差別との出会い ~インターネット上において~

カオルさんは、インターネットを使って引っ越し先を探しています。



引っ越し先を探していて、たまたま「部落差別」という言葉に出会ったカオルさんですが、意味がよくわからず、不安になっています。

翌日…カオルさんは、友だちのルイさんに○○区についてたずねています。



ルイさんが言う、差別の問題を考える際の
「7つの立場」とは、どのようなものなのでしょうか？

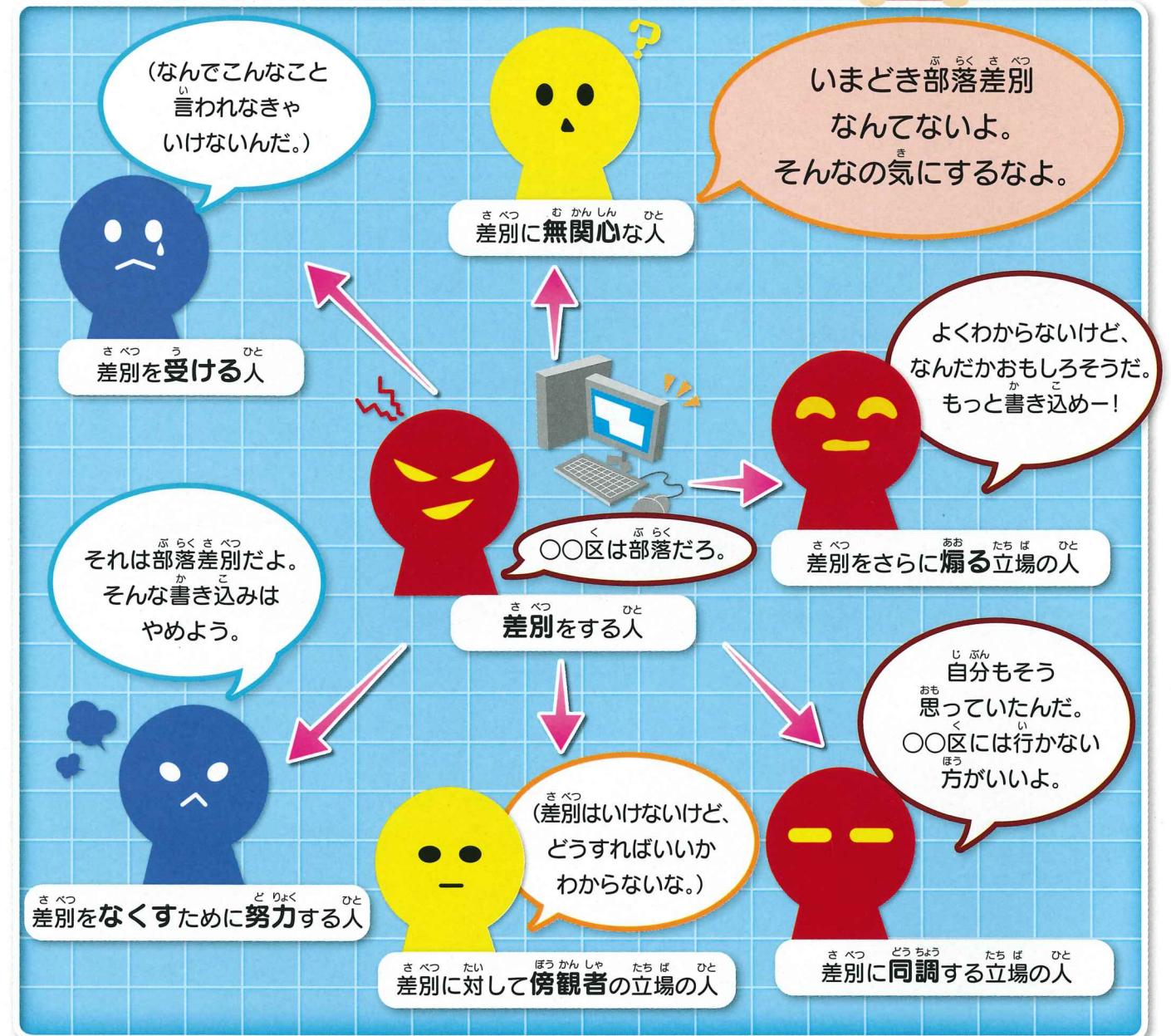
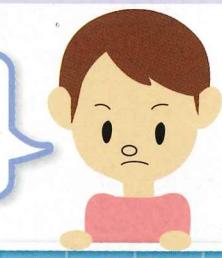
部落差別と同和問題

部落差別とは、その人の人間性や能力に関係なく、生まれた場所や住んでいる場所のことだけで差別をすることであり、差別を受ける人を精神的にも経済的にも厳しい状況に追い込む決して許されない人権侵害です。

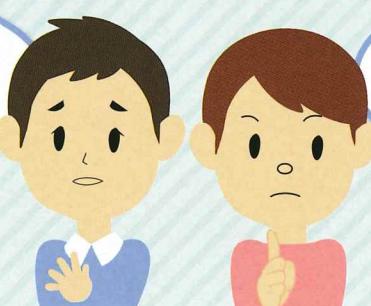
同和問題とは、部落差別の結果生じる重大な人権問題のことをいい、その早急な解決はわたしたち一人ひとりの責務です。

7つの立場

たとえば、インターネット上の書き込みについて考えた時には、下図のような7つの立場の人たちがいるんだよ。



なるほど。
自分が見た掲示板でも、いろいろな立場の人人がいたよ。



差別をする人だけではなく、それ以外の立場の人たちも重要なんだよ。



ぶらくさべつかいしょうすいしんほう

部落差別解消推進法って、どんな法律？

1

部落差別
解消推進法って、
どんな法律なの？

部落差別のない社会を
実現することを目的とした
法律なんだ。

2

差別をなくすために
活動している多くの人たちの
頑張りがあって作られたんだ。

国は法律を作て
差別をなくそうと
しているんだね！

3

そう。この法律では、
国や市町村に、相談体制づくりや
教育・啓発を行うことを
求めているんだよ。

自分は
何もしなくて
いいのかな？

4

まずは、
正しい知識を身に付けて、
誤った判断をしない
ことが大切だよ。

5

どうやったら
正しい知識を身に付ける
ことができるかな？

いろんな研修会や
イベントをやっているよ。
今度いっしょに
参加しよう！

6

参加すると、
ひととのつながりも
たのめて楽しいよ。

つながりか～。
いっしょに何かをすると
わかりあえることが
たくさんあるもんね。

なががわまちちいきかたがた
那珂川町では、地域の方々、
団体、学校、行政が力を合わせて
あらゆる差別をなくすために、
いろんなイベントや研修会をやっているんだよ。
すべて入場は無料なんだ。

へえ～、知らなかったよ。
たくさん的人が
参加しているんだね！



ひとり
わたしたち一人ひとりにできること…それは、

偏見や誤った情報を鵜呑みにせず、正しく知り、相手の気持ちを考え、
差別はしない・させない・許さないことです

さあ、行動しましょう！明るいあしたのために!!

部落差別の解消の推進に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の尊重を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

*部落差別解消推進法は、全六条から構成されており、第二条では法の**基本理念**について、第三条では**国と地方公共団体の責務**について、第四条では**相談体制の充実**について、第五条では**教育及び啓発**について、第六条では部落差別の実態に係る調査について記載されています。

全文は下記URLでご確認ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/burakusabetsu-2016.html>



QRコード

那珂川町の取り組み

「人権を尊重し、学び、輝くまちづくり」

福岡県・各市町村では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めて、
同和問題の早期解決に向けた啓発活動を展開しています。

5月

恵子児童館子どもまつり

人権を大切にする子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体などで実行委員会を組織し、開催しています。遊びのコーナー・体験コーナー・竹細工コーナーなど楽しいことが盛りだくさんです。

【とき】毎年5月第4土曜日 【ところ】恵子児童館、町民体育館、福岡県立福岡学園



7月

同和問題啓発強調月間

駅・スーパーなどの街頭啓発や、研修会、啓発冊子の発行などを行っています。

同和問題講演会

同和問題啓発強調月間の一環として、住民の皆さまを対象に講演会を開催しています。

【とき】毎年7月の日曜日 【ところ】ミリカローデン那珂川



10月
から

各区公民館人権問題研修会

人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

12月

人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言にちなみ、12月4日～10日を人権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。

人権フェスタなかがわ

人権週間の一環として、町民組織である人権フェスタなかがわ実行委員会を組織し、開催しています。人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザー、スタンプラリーなど盛りだくさんです。

【とき】毎年12月の人権週間中の日曜日

【ところ】ミリカローデン那珂川、ふれあいこども館



人権に関する相談窓口

福岡法務局 築紫支局 922-2881

那珂川町人権政策課 953-2211(代表)
408-8051(直通)

那珂川町人権センター 953-0159

那珂川町教育委員会社会教育課 952-2092